

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年一月二十九日奈良県指令中土第四八―七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年五月二十三日中土第六八―一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年五月二十三日中土第六九―一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字三輪六〇八―一、六〇八―二、六一―一及び六一―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地

株式会社ハウストウ 代表取締役 安藤正弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字三輪六〇八―二、六一―一及び六一―二の各一部